

理事長挨拶



理事長 和久井 工

【単年度収支4億1千5百万円の黒字に】

創立60周年である「令和元年度の事業報告及び歳入歳出決算」は令和2年7月に開催された理事会及び組合会において原案通りご承認を頂きました。組合員の皆さんにお礼申し上げます。予算編成において財政状況が厳しいことを想定し、給付費等支払準備金を3億円取崩して歳出に充てる事にしました。しかし、令和2年に入りインフルエンザの罹患者の減少等で医療給付費が減少、療養給付費等国庫補助金の削減に対する特別調整補助金の増額交付などにより結果的には単年度収支が4億1千5百万円の黒字となり、誠に有難く思います。詳しくは、別項に掲載してありますのでご覧ください。

【新型コロナ対策として】

今年に入っては、何はともあれ新型コロナウイルス感染症問題です。新型コロナウイルス感染症にかかる医療費は全額国庫負担で行われますが、当組合としても罹患した組合員の保険料の免除規程制定、免除制度を設けました。次に新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われ就業が出来ない場合は、収入の補填として特別傷病手当金を制定、組合規程一部改正により一定額の支給制度を創設しました。また、今春は入手困難でありましたマスク、消毒薬、コロナウイルス感染対策用品等について、現在は取引のある医薬品販売会社から優先的に供給を受け、組合員の要望に応えられるように努めております。

【令和2年度以降の国庫補助金の削減対策として】

令和2年度の事業年度も5カ月が経過、今年度は平成30年度の所得調査により補助率の改定が行われ、療養給付費等国庫補助金の補助率は20%の予想から16%となり、歳入減少が心配されました。

一方、歳出に当たる医療給付費もここ数カ月間は例年より減額、新型コロナウイルスの影響で保健事業である巡回健診の中止や健康セミナーの見直し、また電子会議による会議形態変更等により歳出費用も減少しております。現段階では新たな事業、事業形態、会議形態及び給付サービス事業の検討を重ね、歳出内容の見直しを計りながら執行しております。

【国民年金一部改正について】

今年5月29日「国民年金一部改正」が国会承認され、税理士・公認会計士など10種類の『士業』で、5人以上雇用する個人事業所に対して被用者保険の強制適用対象となり、令和4年10月1日から施行されます。全国の『士業』で国保組合組織があるのは3組合、厚労省は「(従業員は健康保険の)適用除外申請によって引き続き国保組合に残れる」としており、施行前に当組合に加入をして頂き、適用除外申請を受けて頂くよう、加入促進をすすめ第二期目の60年に向かって組織継続を目指します。詳しくは、別項に掲載してありますのでご覧ください。

【これからの税理士国保組合として】

このところ皆さんも運動機会の減少、外出機会の減少、人との交流機会の減少等で、体力維持及び増強、気分転換の機会、人からの情報収集方法等の変化が起きております。「新しい生活様式」の創出により、我々の健康づくりも変更が求められ、顧問先である中小企業者の経営形態も変化をし、その相談者であります税理士は一層の健康体で適所の指導が大切です。

同種同業の国保組合として皆さんの健康管理の手助けとなるよう、これからの事業を進めていきますので宜しくお願い致します。